

00672

鳥取縣公報

第三百三十一號

火曜日

昭和七年六月廿八日

縣令

◇鳥取縣令第三十二號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

一、第二百十六條ニ左ノ一號ヲ加フ

七、認許ヲ要スルモノニシテ認許濟ノモノハ其ノ年月日及番號

一、第二百十七條第一號ヲ削リ第二號末尾及第三號ノ給額決定決議書ノ次ニ「認許濟ノモノヲ除ク」ヲ加フ

一、科目區分表備品費細件中靴拭ニ「棕櫚及藁製ヲ除ク」ヲ加ヘ官報ヲ削リ消耗品費細件中印刷費ノ次ニ「官報」ヲ加フ

00673

鳥取縣令第三十三號

看護婦ニシテ昭和七年三月十七日迄ニ當廳ノ名簿ニ登錄ヲ受ケタル者ハ其ノ免狀ニ寫真(最近六箇月以内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙)ニ葉ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經由シ當廳ニ願出テ免狀ノ書換ヲ受ヘシ

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

鳥取縣令第三十四號

鍼術、灸術、按摩術「マツサージ」術及柔道整復術營業者ニシテ昭和七年三月二十八日迄ニ當廳ノ名簿ニ登錄ヲ受ケタル者ハ其ノ免許鑑札ニ寫真(六箇月以内ニ撮影シタル名刺型半身無臺紙)ニ葉ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經由シ當廳ニ願出テ免許鑑札ノ書換ヲ受クヘシ

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

告 示

鳥取縣告示第二百五十九號

家屋稅調查員東伯郡八橋町佐伯太一辭任シタルニ依リ昭和七年六月三日執行ノ之カ補充選舉會ニ於

00674

テ當選セル左記ノ者ニ對シ同年六月十五日當選證書ヲ付與シタリ

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

東伯郡八橋町大字八橋千七百二十九番地

榎 原 茂 登 吉

鳥取縣告示第二百六十號

米子市 畜産組合ニ對シ西伯郡大高村大字尾高ニ於テ臨時牛馬市場開設ノ件ヲ許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ノ賣買停止期間及區域左ノ通指定ス

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

一、開 催 期 日 昭和七年七月十三日

一、期 間 市場開催日及其前後各一日間

一、區 域 西伯郡大高村、縣村、大和村、大幡村、

巖村、春日村、日吉津村

00675

◆鳥取縣告示第二百六十一號
當管内ニ於ケル健康保險醫トシテ左記ノ通指定ス

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

專門科名	診療所所在地	氏名	指定年月日
內科 小兒科	東伯郡倉吉町 明治町	野村 恒一	昭和七年六月十六日
耳鼻咽喉科	同	奥 知 勇	昭和七年六月十六日

◆鳥取縣告示第二百六十二號

鳥取市瓦町九十七番地

由 本 政 治

右ノ者ニ下付セル左記鳥獸捕獲許可證ハ昭和七年一月三十日亡失ノ旨届出ニ依リ無効トス

昭和七年六月二十八日

00676

鳥取縣知事 館 哲 二

一 鳥獸捕獲許可證 壹 通

一 許可番號 第一四號

一 下付年月日 昭和七年一月十六日

◆鳥取縣告示第二百六十三號

市街地建築法第七條但シ書ニ依リ左記ノ通建築線ヲ指定ス

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

一 指定ノ場所 鳥取市吉方村八百十三番地ノ三ヨリ八百十三

番地ノ八迄

一 建築線ノ距離 一〇五尺四寸(三三、一五米)

一 建築線間ノ距離 九 尺(二、七二米)

一 左記圖面ノ通

00677

◆鳥取縣告示第二百六十四號

昭和七年六月產婆名簿ニ登錄セシ者左ノ如シ

昭和七年六月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

本籍 鳥取縣東伯郡日下村大字上井二六一番地
住所 同 上

昭和七年六月十五日 山 根 春 子
第六二〇號登錄 明治四十四年三月二日生

本籍 鳥取縣東伯郡上小鴨村大字鴨河内六七番屋敷
住所 同 上

昭和七年六月十五日 米 田 富 子
第六二一號登錄 明治四十二年二月十七日生

00679

本籍 鳥取縣氣高郡勝部村大字紙屋一七五番地二
住所 同 上

昭和七年六月十五日 藤 内 千 代 子
第六二二號登錄 明治四十五年四月二十日生

本籍 鳥取縣岩美郡岩井町大字真名五番屋敷
住所 同 縣同 郡浦富町一五二七番地

昭和七年六月十五日 山 口 艶 子
第六二三號登錄 明治三十七年四月二十五日生

示 達

社會教育委員の設置に就て

鳥取縣知事

館

哲

二

國運伸張の根柢を培ふ爲に一般國民の教養を高めることの急務なるは今更言を要せざるところであるがこれが爲には一方學校教育の徹底と共に他方社會教育の振興を期する事が肝要であつて兩者相俟つて始めて國民教育完成の實を擧げることが出来るものである學校教育に關しては明治時代以來官民一致の努力に由り相當の實績を收め來つたのであるが一般民衆を對象とする社會教育に至つては其の着手日尙淺きが爲未だ充分なる効果を示すに至らざるは國民教育上甚だ遺憾とする所で其の振興を圖るは刻下の急務と言はねばならぬ

然らば如何にして急速に之が普及發達を期し得るかといふに其の方策因より多々あるであらうが一般民衆の對し社會教育の全般に亘る注意を喚起すると共に各種の社會教育的事業の施設と其の利用を進め更に關係ある諸機關、諸團體相互の連携を密にして其の教育的効果を大ならしむる事が最も必要である。而して此の目的を達成せんが爲には各市町村に夫々斯教育促進の中心となり原動力となるべき特殊機關を設置することが先づ以て何より急務なのであつて即ち今回社會教育委員を縣下各市町村に設置することゝなつた次第である

委員の數は概ね市は二十五人町村は十人内外とし約二千人の豫定であつて市町村の一般公衆に對し

00681

て指導的地位に立ち人格識見共に優れたる有能の士に縣より之を委嘱することになつてゐる任期は四ヶ年である。而して一旦選ばれて委員となつた人々は各々其個人的並に協同的活動に依つて市町村内に於ける斯教育の振興を圖べき重責を自覺して其本務に専念せられたいのである詳言すれば委員は委員會を組織して互に議を練り以て社會教育の振興策を樹立し之に基きて著々其の歩を進むるの必要があり時に地方的大會又は協議會等をも開催して相互の連携並に啓發を圖り其の活動の圓滑旺盛を計ることが必要である、更に事業の施設に就ては市町村當局關係團體の幹部其の他有志者との折衝協力の下に之が圓滑なる實現を圖ることも極めて肝要であり其の他市町村學校各種団体等社會教育に關係ある諸機關相互の連絡並に此等と委員との連携に關しては隨時委員會を中心として協議を遂げ事實上一團となりて斯教育の振興を期するやうに努められたいのである。尙ほ一般公衆の覺醒を促すに就ては各委員は豫め區域を分擔して直接民衆の啓發に當ると共に社會教育的施設の有効なる利用を不斷に勸奨して教育教化の實績を彌が上にも大ならしめん事に留意せられるやう希望するのである。

社會教育委員は前述の諸點に關聯して直接間接に社會教育に關係ある機關並施設に就ての充分なる知識も之を涵養して置かねばならない今簡單に其種類を擧げるならば先づ少年少女を對象とする社

米子署	境署	黑坂署	溝口署	合計
一	三			四
一	一			二
三	六			六
一	四			四
一				八
一	二			三
	二	一		三
	二	一		三
				二
				二
三	一		一	五
一				一
一	一			二
七	二			九
二	八			一〇
三	一			四
二	二			四

昭和七年六月廿八日印刷
昭和七年六月廿八日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市東町 縣
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海 支所

